

学生納付特例制度

住民税務課 電話 0994-22-3039
 住民生活課 電話 0994-25-2511
 鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。
 しかし、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。
 学生納付特例制度の承認を受けると

① 学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

② 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、納付しないと年金額には反映されません。就職などで収入を得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するためにも保険料をさ

かのぼって納付すること(追納)をおすすめします。

【手続きの方法】

役場国民年金係又は、お近くの年金事務所で「国民年金保険料学生納付特例申請書」を提出してください。

【手続きに必要なもの】

- 学生証または在学証明書(有効期限がわかるもの)
- 認印

※会社等を退職して学生になった方は、退職したことが証明できる書類(離職票等)が必要となります。

なお、平成25年度に学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成26年度も引き続き在学予定の方には、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されます。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成26年度の申請ができます。(この場合在学証明書又は学生証の写しの添付は不要です。)

「夢のぼり」プロジェクト募集

夢のぼりプロジェクトとは、子供たちの夢や希望、今年の目標や好きな言葉などをTシャツに書いて花瀬川に掲げるプロジェクトです。

「プロ野球選手になる」、「〇〇高校!合格」、「家族全員が今年も元気でありま

すように!」などなんでもいいです。

毎年5月に花瀬川にTシャツを掲げ、掲げた夢や希望を10年間追い続けます。

【募集期間】平成26年4月14日(月)～4月23日(水)

詳しいお問い合わせは、地域振興課(25-2511)もしくは企画課(22-3032)までお問い合わせください。



少林寺流空手道 錬心館

生徒募集



- 場所：大根占小学校体育館
- 稽古日：火曜日・金曜日
- 時間：午後6時～午後9時

【問い合わせ先】

大根占支部 支部長
指導員

平井 廣美
牧原 昇

TEL 090-9579-1970
TEL 090-7986-7603